

所持許可申請の提出書類

1 銃砲所持許可申請書

2 添付書類

番号	必 要 書 類 等	猟 銃		空 気 銃	
		新規許可	追加許可	新規許可	追加許可
1	譲渡承諾書	○	○	○	○
2	写真(2枚) ※1	○		○	
3	住民票の写し ※2	△		○	
4	同居親族書	△	△	○	△
5	診断書 ※3	○	○	○	○
6	身分証明書 ※4	△	△	○	△
7	認知機能検査結果通知書 (75歳以上の方)	提示	提示	提示	提示
8	講習修了証明書	提示	提示	提示	提示
9	教習修了証明書	提示	提示 (いずれか)		
10	技能講習修了証明書 ※5				
11	所持許可証		提示		提示
12	経歴書	△	△	○	△
13	保管設備報告書 ※6	○	○	○	○

※1 写真は、申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

※2 住民票の写しは、本籍の記載があるもの

※3 診断書は、

- ・ 精神保健指定医
- ・ 精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師
- ・ 過去に申請者の心身の状況について診断したことがある医師(かかりつけ医師)(歯科医師を除く。)

が作成したもので、銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号又は第4号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されており、申請日において診断書作成日から3ヶ月以内のもの。

※4 身分証明書は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書

※5 特定鳥獣被害対策実施隊又は特定従事者は、技能講習講習免除に必要な書類を提出等すれば技能講習修了証明書は不要

※6 保管設備報告書は、申請者が銃砲等の保管設備を有しているか否かを審査するため、報告を求めています。

備考 △は省略ができるものです。ただし、調査で必要がある場合は、提出を求めます。

3 ライフル銃については、上記書類の添付書類のほか、用途別必要書類

○ 狩猟・有害鳥獣駆除の用途の場合(次の書類のいずれか)

- ・ 獣類の捕獲を必要とする理由書
- ・ 事業に対する被害防止に関する理由書
- ・ 猟銃所持の経歴書(継続10年以上)

○ 標的射撃

- ・ ライフル銃射撃競技の参加選手等として日本スポーツ協会からの交付を受けた推薦書